

資料編

資料1 プラン策定の経緯

資料2 意見交換会及び検討委員会・検討部会

資料3 担い手確保等の取組に関するアンケート調査

資料4 主な意見・要望（意見交換会、検討委員会等）

資料5 パブリックコメントの実施

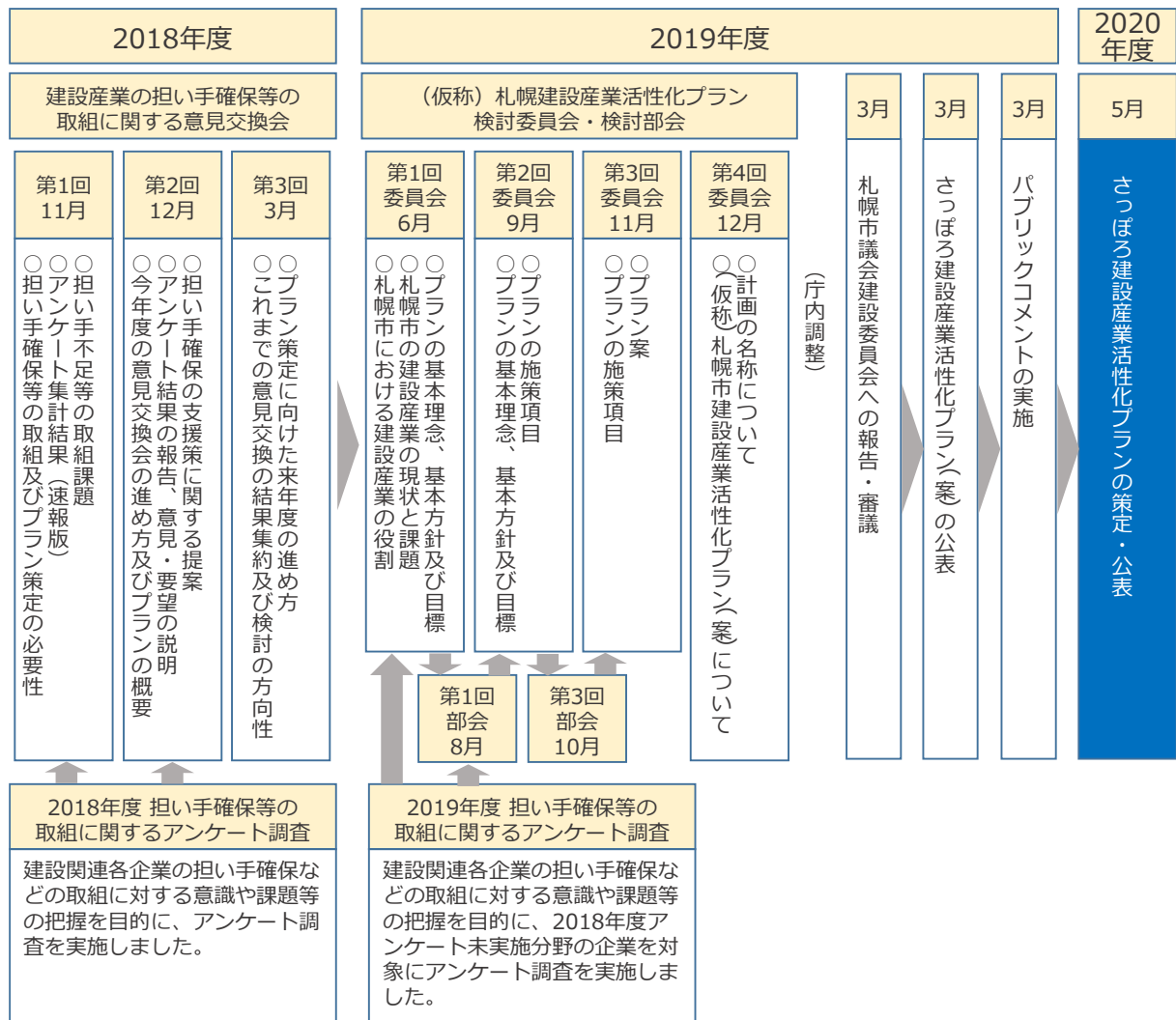
資料6 建設業人材確保・育成支援事業

資料7 主な関連法令等

資料1 プラン策定の経緯

1 さっぽろ建設産業活性化プラン策定の進め方

本プランの策定にあたっては、札幌市の建設産業の現状や課題を踏まえつつ、国や北海道による施策も反映する形で検討を進める必要があったことから、各段階において建設関連団体や学識者等の意見反映を図りながら進めました。



資料 2 意見交換会及び検討委員会・検討部会

さっぽろ建設産業活性化プランの策定にあたっては、建設関連団体等から建設産業の現状について意見聴取を行うため、2018年度に、「建設産業の担い手確保等に関する意見交換会」をのべ4回開催しました。また、建設産業の活性化に資する施策について広く有識者等から意見聴取を行うため、2019年度に、「(仮称)札幌建設産業活性化プラン検討委員会」を4回、同検討部会を2回開催しました。

1 2018年度 建設産業の担い手確保等の取組に関する意見交換会

＜表 建設産業の担い手確保等の取組に関する意見交換会の参加機関＞

	団体名	第1回	第2回 (建設企業)	第2回 (コンサル)	第3回
建設企業 団体	(一社)札幌建設業協会	○	○		○
	札幌市土木事業協会	○	○		○
	札幌中小建設業協会	○	○		○
	札幌市除雪事業協会	○	○		○
	(一社)北海道舗装事業協会	○	○		○
	札幌舗会	○	○		○
建設関連 企業団体	建設コンサルタンツ協会北海道支部	○		○	○
	札幌市設計同友会	○		○	○
	札幌市測友会 ^{※1}				○
札幌市	札幌市建設局	○	○	○	○
	札幌市建設局土木部	○	○	○	○
	札幌市財政局管財部	○	○	○	○
学識者	北海道大学公共政策大学院 高野院長 ^{※2}	○	○	○	○

※1 札幌市測友会は第3回からの参加。

※2 北海道大学 高野院長は、意見交換のコーディネーターをご担当。

＜表 建設産業の担い手確保等の取組に関する意見交換会の開催概要＞

	開催日時	会場	議事
第1回	2018.11.22(木) 09:30～11:50	札幌市役所12階 3～4号会議室	(1)担い手確保等の取組及びプラン策定の必要性 (2)アンケート集計結果(速報版) (3)担い手不足等の取組課題(各業界団体からのご説明) (4)意見交換
第2回 (建設企業)	2018.12.19(水) 9:30～11:45	わくわくホリデーホール(札幌市民ホール) 2階 第1会議室	(1)第1回意見交換会の報告 (2)今年度の意見交換会の進め方及びプランの概要 (3)意見交換1 (4)アンケート結果の報告、意見・要望の説明 (5)担い手確保の支援策に関する提案 (6)意見交換2 (7)参考情報及び事務局からの提案
第2回 (建設コンサルタント)	2018.12.20(木) 9:30～11:45	道特会館 6階会議室	同上
第3回	2019.3.20(金) 13:30～15:00	北海道経済センター 8階 Bホール1号室	(1)報告事項(意見交換会の開催内容、意見・要望、勉強会) (2)これまでの意見交換の結果集約及び検討の方向性 (3)プラン策定に向けた来年度の進め方 (4)意見交換

※第1, 3回は建設企業・建設コンサルタント合同での開始、第2回は別々での開催。

2 2019年度(仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討委員会

<表 (仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討委員会委員構成>

	対象者		備考
有識者	北海道大学公共政策学連携研究部	教授 高野 伸栄	
	北海商科大学商学部	教授 堤 悦子	
	北海道科学大学未来デザイン学部	教授 碓山 恵子	
	(一社)中小企業診断協会北海道	会長 平野 陽子	
建設企業 団体	(一社)札幌建設業協会札幌部会	副部会長 砂田 英俊	
	札幌中小建設業協会	会長 花井 俊文	
	(一社)札幌電設業協会	会長 萩本 哲夫	
	札幌市設計同友会	会長理事 竹田 俊明	
建設業 従事者	建設どさん娘の会	松本 彩子	
	建設どさん娘の会	稲垣 沙也加	第1,2回
	建設どさん娘の会	本庄 千明	第3,4回
行政機関	北海道開発局事業振興部技術管理課	課長 山越 明博	第1回
	北海道開発局事業振興部技術管理課	課長 柿沼 孝治	第2～4回
	北海道建設部建設政策局建設管理課	建設業担当課長 宮野 裕一	
経済団体	札幌商工会議所産業部	部長 片岡 直之	

※札幌市出席：財政局、建設局（事務局）、都市局

＜表 (仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討委員会の開催概要＞

	開催日時	会場	議事
第1回	2019.6.26(水) 15:00～17:00	札幌市役所 12 階 4～5 号会議室	「(仮称)札幌市建設産業活性化プラン の取組について」 ・札幌市における建設産業の役割 ・札幌市の建設産業の現状と課題 ・プランの基本理念、基本方針及び目標
第2回	2019.9.9(月) 14:00～16:00	札幌市役所 12 階 1～3 号会議室	「(仮称)札幌市建設産業活性化プラン の取組について」 ・プランの基本理念、基本方針及び目標 ・プランの施策項目
第3回	2019.11.20(水) 10:00～11:50	カナモトホール(札 幌市民ホール) 2 階 第 1 会議室	「(仮称)札幌市建設産業活性化プラン の取組について」 ・プランの施策項目 ・プラン案
第4回	2019.12.12(木) 14:00～15:45	北海道経済センター 8 階 B ホール 1 号室	・(仮称)札幌市建設産業活性化プラン (案)について ・計画の名称について

3 2019年度(仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討部会

<表 (仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討部会委員構成>

	対象者	
有識者	北海道大学公共政策学連携研究部	教授 高野 伸栄
建設業界 団体 (19団体)	(一社)札幌建設業協会札幌部会	副部会長 砂田 英俊
	札幌市土木事業協会	会長 富樫 誠
	札幌中小建設業協会	会長 花井 俊文
	(一社)北海道舗装事業協会	会長 渡辺 一郎
	札幌舗会	会長 大村 芳弘
	札幌市除雪事業協会	副会長 林 義雄 (第1回)
		会長 宮浦 征宏 (第2回)
	札幌塗装工業協同組合	専務理事 谷田 久二男
	(一社)北海道造園緑化建設業協会札幌支部	支部長 嘉屋 幸浩
	(一社)札幌電設業協会	会長 萩本 哲夫
	(一社)札幌空調衛生工事業協会	常任理事 渡部 正博
	札幌市管工事業協同組合	副理事長 山中 純一郎
	札幌管和会	会長 松苗 富夫
	札幌環境維持管理協会	管渠部会長 山谷 義治
	札幌建具工業協同組合	理事 白崎 司
	(一社)建設コンサルタント協会北海道支部	支部長 佐藤 謙二
	札幌市設計同友会	会長理事 竹田 俊明
	札幌市測友会	会長 矢橋 潤一郎
	(一社)北海道設備設計事務所協会	副会長 木村 清美
(一社)北海道建築士事務所協会札幌支部	支部長 柳館 直人	

※札幌市出席：財政局、建設局(事務局)、下水道河川局、都市局、水道局

<表 (仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討委員会の開催概要>

	開催日時	会場	議事
第1回	2019.8.8(木) 14:00~16:00	札幌市役所 12階 1~3号会議室	「(仮称)札幌市建設産業活性化プランの取組について」 ・札幌市における建設産業の役割 ・札幌市の建設産業の現状と課題 ・プランの基本理念、基本方針及び目標 ・プランの施策項目
第2回	2019.10.29(火) 10:00~12:00	ホテルモントレエ ーデルホフ札幌 12階 ベルクホール	「(仮称)札幌市建設産業活性化プランの取組について」 ・プランの施策項目 ・プラン案

資料 3 担い手確保等の取組に関するアンケート調査

1 アンケート調査の概要

札幌市内の建設産業の業界団体公共工事及び業務入札登録企業を対象に、働き方改革・担い手確保等への取組状況や各種助成制度の活用状況、入札契約制度や雇用状況等に関するアンケート調査を実施しました。

- ・調査目的：本プランの策定に向けた、建設産業の各企業の担い手確保などの取組に対する意識や課題等の把握
- ・調査対象：以下の建設産業の業界団体に所属する企業
 - 【建設企業】（一社）札幌建設業協会、札幌中小建設業協会、札幌市土木事業協会、札幌市除雪事業協会、（一社）北海道舗装事業協会、札幌舗会、札幌塗装工業協同組合、（一社）北海道造園緑化建設業協会、（一社）札幌電設業協会、札幌弱電設備業協同組合、（一社）札幌空調衛生工事業協会、札幌市管工事業協同組合、札幌管和会、札幌環境維持管理協会、札幌建具工業協同組合
 - 【建設関連企業】（一社）建設コンサルタント協会北海道支部、札幌市設計同友会、札幌市測友会、（一社）北海道設備設計事務所協会、（一社）北海道建築士事務所協会、（一社）ランドスケープコンサルタント協会北海道支部
- ・実施期間：2018年11月1日～11月14日（8団体）
2019年5月31日～6月14日（13団体）
- ・対象企業数：建設企業 794社、建設関連企業 262社
- ・回収数：建設企業 321社、建設関連企業 107社（回収率41%）

建設企業用	建設関連企業用
1 基本事項	1 基本事項
2 働き方改革・担い手確保等への取組 人材確保の状況/ <u>週休2日の取組</u> /入職者の確保に向けた取組/ <u>就業環境の整備・改善</u> /i-Constructionの取組/ <u>建設現場での生産性向上の取組</u> /働き方改革や担い手確保等の取組を推進する方策	2 働き方改革・担い手確保等への取組 人材確保の状況/ <u>入職者の確保に向けた取組</u> / <u>就業環境の整備・改善</u> / <u>就業環境の改善及び業務成果の品質向上に向けた受発注者間の具体的な取組</u> /i-Constructionの取組
3 助成制度の活用状況 <u>女性用トイレ及び更衣室の設置への助成</u> / <u>女性作業服等の装備品の購入に対する助成</u> / <u>企業のインターンシップ受入れに対する助成</u> / <u>大型特殊免許取得に係る費用の助成</u> / <u>サポートQMSの認証取得費用の助成</u> / <u>その他の助成制度の活用状況</u>	3 助成制度の活用状況 女性作業服等の装備品の購入に対する助成/ <u>企業のインターンシップ受入れに対する助成</u> / <u>その他の助成制度の活用状況</u>
4 その他 <u>入札契約制度</u> / <u>雇用状況等</u> / <u>事業を続けていくにあたっての課題</u> / <u>全般に関するご意見</u>	4 その他 <u>雇用状況等</u> / <u>事業を続けていくにあたっての課題</u> / <u>全般に関するご意見</u>

※下線部は、建設企業用または建設関連企業用の一方のみに対する質問

2 アンケート調査結果概要

働き方改革・担い手確保等の取組について

問 1(1)：人材確保の状況について（括弧内は建設関連業アンケート質問番号。以下同じ）

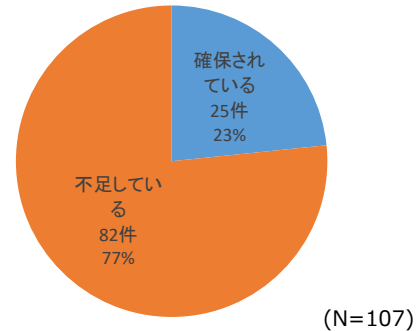
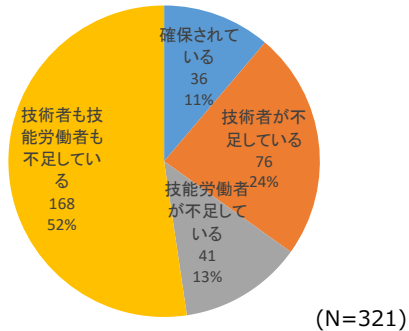
問 1-1(1-1) 現在の貴社の人材確保状況について、一つお選びください。

【建設企業】

・89%の企業が人材不足の状況にある。

【建設関連企業】

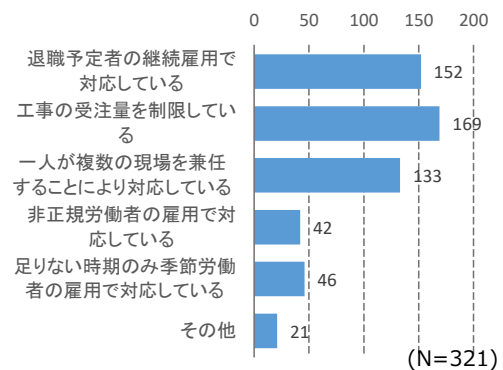
・77%の企業が人材不足の状況にある。



問 1-2(-) 技術者や技能労働者の不足に、どのように対応されていますか。

【建設企業】

・169社（53%）が「工事の受注量を制限している」と回答し、工事の受注に支障が出ている。



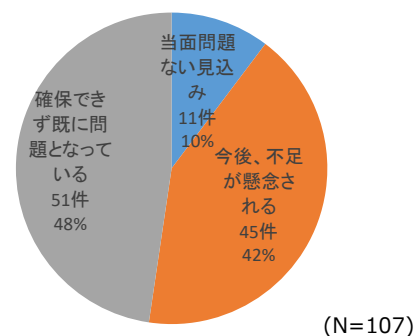
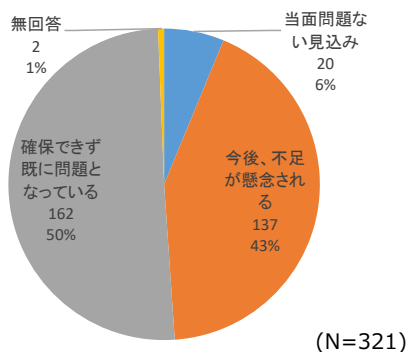
問 1-3(1-2) 人材確保の見込みについて、一つお選びください。

【建設企業】

・「既に問題となっている」が50%、「今後不足が懸念される」が43%と、人材確保が困難な状況にある。

【建設関連企業】

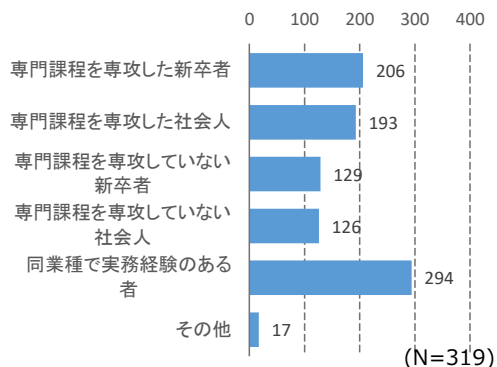
・「既に問題となっている」が48%、「今後不足が懸念される」が42%と、人材確保が困難な状況にある。



問 1-4(-) 採用の対象者として考えられる選択肢を全てお選びください。

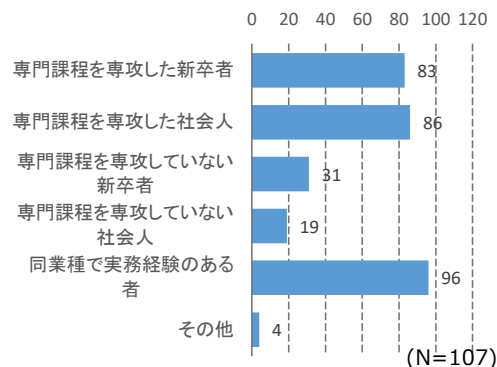
【建設企業】

- ・「同業種で実務経験のある者」が 92%と、大半の企業が即戦力を必要としている。



【建設関連企業】

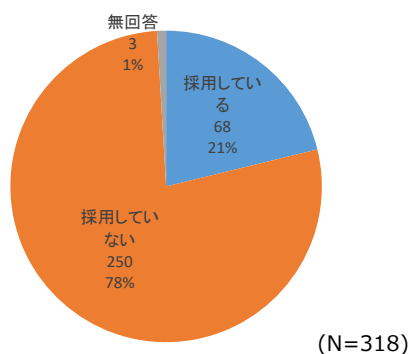
- ・「同業種で実務経験のある者」が 90%と、大半の企業が即戦力を必要としている。



問 1-7(1-5) 女性技術者等(事務職を除く)の採用状況について、一つお選びください。

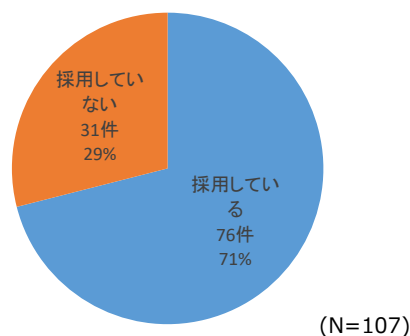
【建設企業】

- ・「採用していない」が 78%と、女性技術者等の採用が進んでいない。



【建設関連企業】

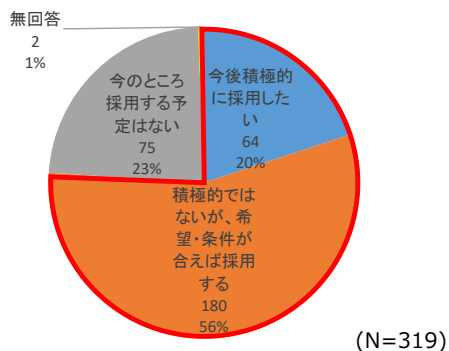
- ・「採用している」が 71%と、女性技術者等の採用が比較的進んでいる。



問 1-8(1-6) 女性技術者等の今後の採用予定について、一つお選びください。

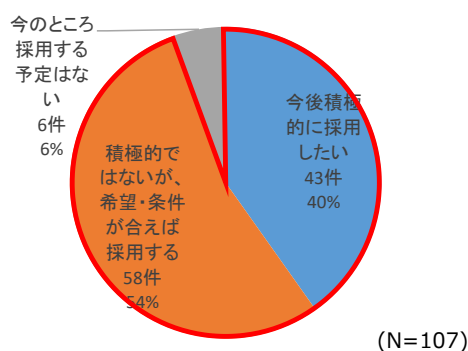
【建設企業】

- ・76%の企業が今後の女性技術者等の採用を検討している。



【建設関連企業】

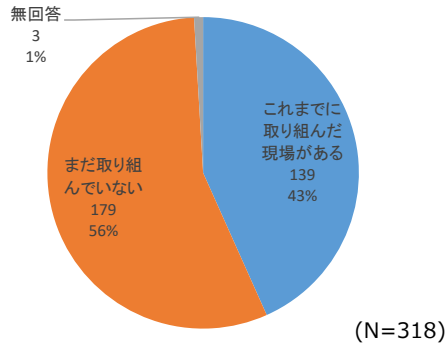
- ・94%の企業が今後の女性技術者等の採用を検討している。



問 2：週休 2 日の取組について（建設企業のみ）

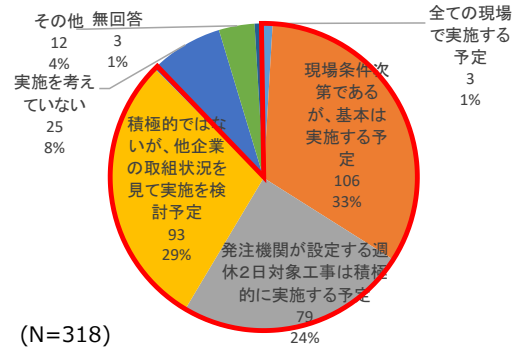
問 2-1(-) 週休 2 日の取組状況について、一つお選びください。

- ・「まだ取り組んでいない」が 56%と、週休 2 日の取組は半数に達していない。



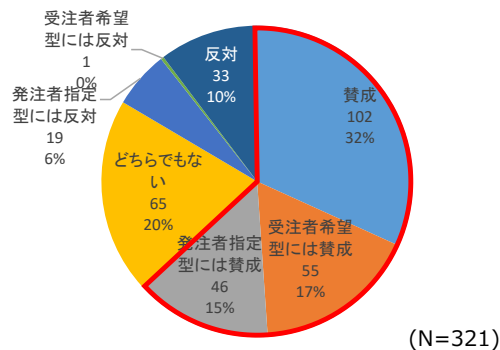
問 2-2(-) 週休 2 日の今後の取組予定について、一つお選びください。

- ・積極さは異なるが、87%の企業が今後の週休 2 日の実施を予定している。



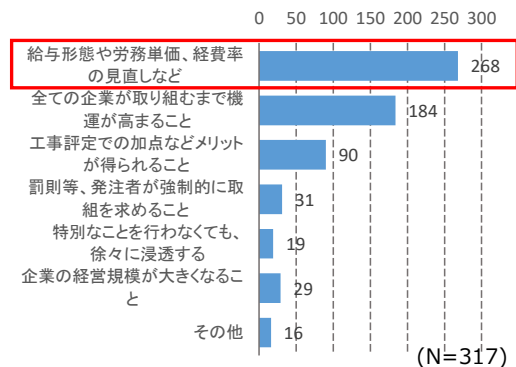
問 2-3(-) 札幌市発注工事において、原則全ての工事を週休 2 日の対象とすることについてどう思いますか。

- ・全体の 64%が、何らかの形での週休 2 日の導入に賛成している。



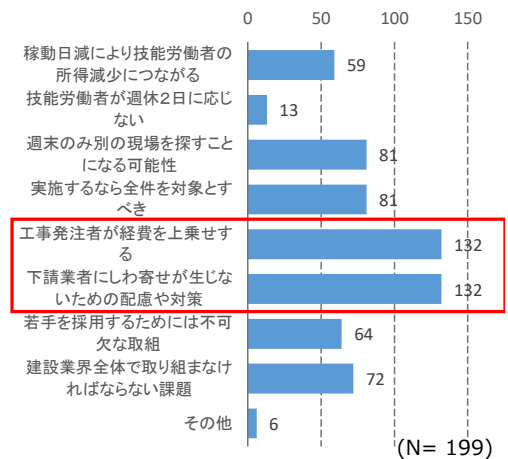
問 2-6(-) 建設業全体が週休 2 日の取組を推進していくために、何が重要と考えますか。（複数回答）

- ・84%の企業が「給与形態や労務単価、経費率の見直しなど」が必要と回答。



問 2-7(-) 下請の立場として、元請け業者が週休 2 日に取り組むことについて、どのように考えますか。

- ・回答のあった 199 社のうち 66%の企業が、「工事発注者が経費を上乗せする」「下請業者にしわ寄せが生じないための配慮や対策」と回答している。

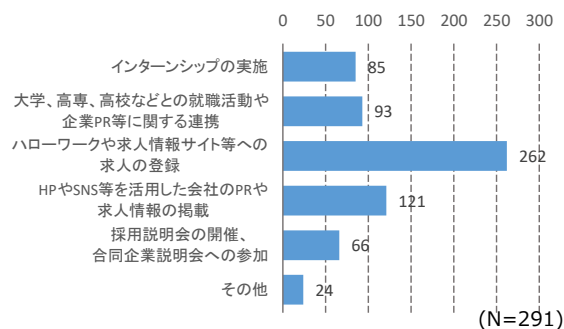


問 3(2) : 入職者の確保に向けた取組について

問 3-1(2-1) 入職者確保に向けて実施している取組について、全てお選びください。

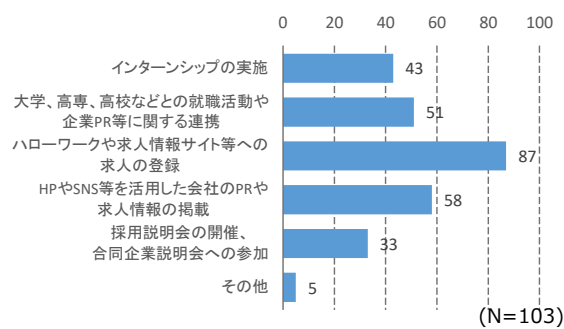
【建設企業】

- ・「ハローワークや求人情報サイト等への求人の登録」が 90%で最多である。



【建設関連企業】

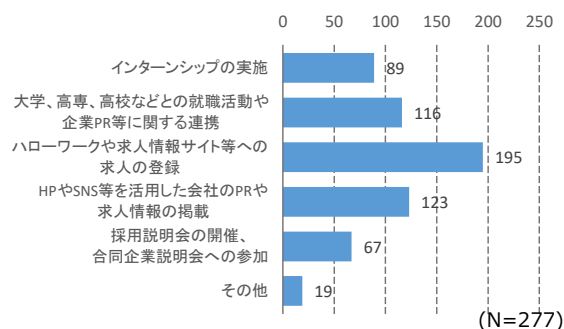
- ・「ハローワークや求人情報サイト等への求人の登録」が 84%で最多である。



問 3-2(2-2) 入職者確保に向けて今後実施したい取組について、全てお選びください。

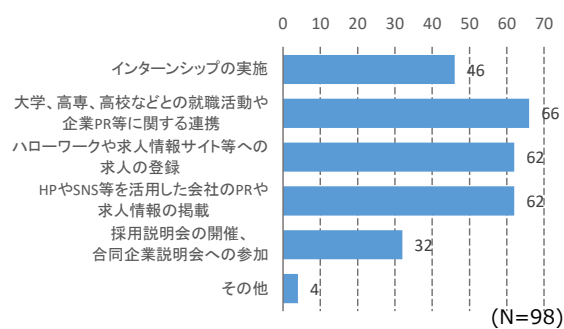
【建設企業】

- ・「ハローワークや求人情報サイト等への求人の登録」が 70%で最多である。



【建設関連企業】

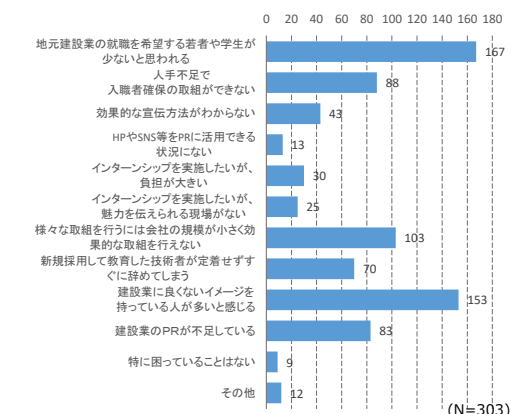
- ・様々な取組が併用されている状況である。



問 3-3(2-3) 入職者確保の取組を進めるうえで困っていることを、全てお選びください。

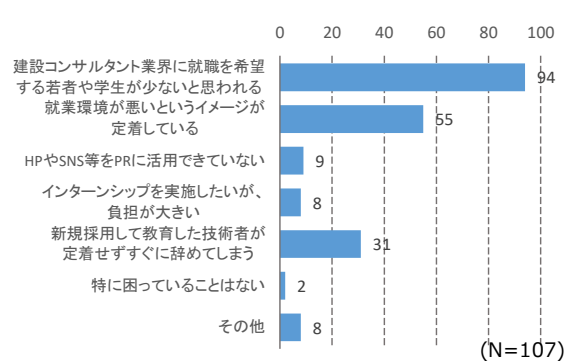
【建設企業】

- ・「地元建設業に就職を希望する若者や学生が少ないと思われる」「建設業に良くないイメージを持っている」が多い。



【建設関連企業】

- ・「建設コンサルタント業界に就職を希望する若者や学生が少ないと思われる」が 88%で最多である。

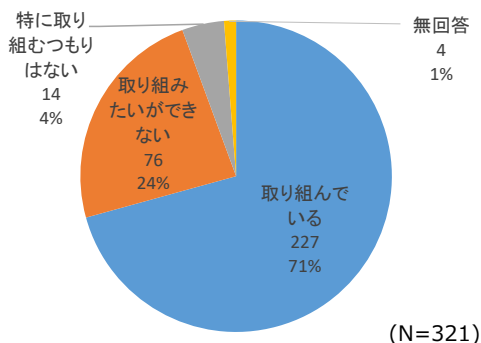


問 4(3) : 就業環境の整備・改善について

問 4-1(3-1) 就業環境の整備や改善の取組状況について、一つお選びください。

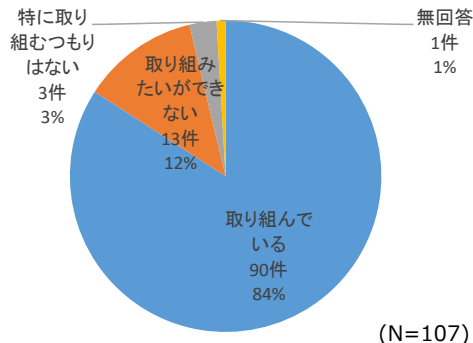
【建設企業】

- ・71%の企業が就業環境の整備・改善に取り組んでいる。



【建設関連企業】

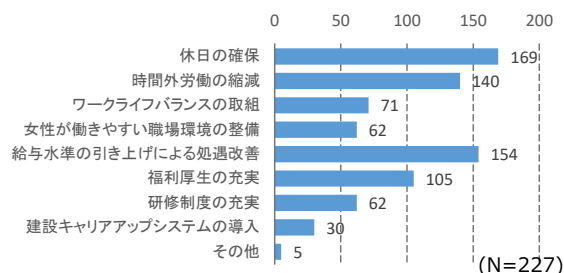
- ・84%の企業が就業環境の整備・改善に取り組んでいる。



問 4-2(3-2) 就業環境の整備や改善に向けた取組内容について、全てお選びください。

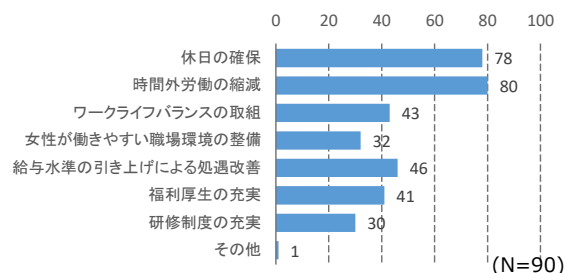
【建設企業】

- ・「休日の確保」「給与水準の引き上げによる処遇改善」「時間外労働の縮減」に取り組んでいる企業が多い。



【建設関連企業】

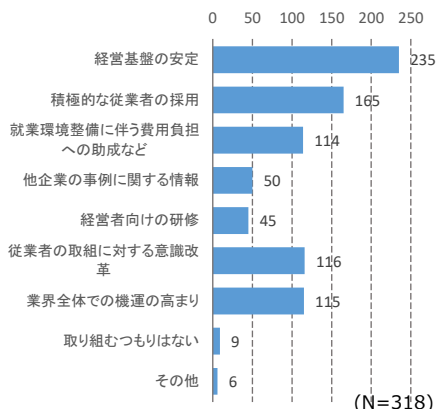
- ・「時間外労働の縮減」「休日の確保」に取り組んでいる企業が多い。



問 4-4(3-4) 就業環境の整備に取り組むために必要なことを、全てお選びください。

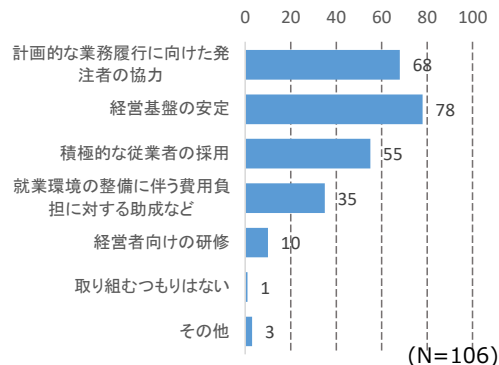
【建設企業】

- ・「経営基盤の安定」が最も多い。



【建設関連企業】

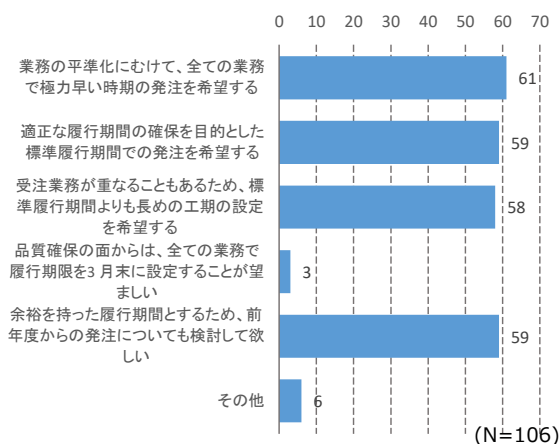
- ・「経営基盤の安定」「計画的な業務履行に向けた発注者の協力」が多い。



(問 4) : 就業環境の改善及び業務成果の品質向上に向けた受発注者間の具体的な取組について (建設関連企業のみ)

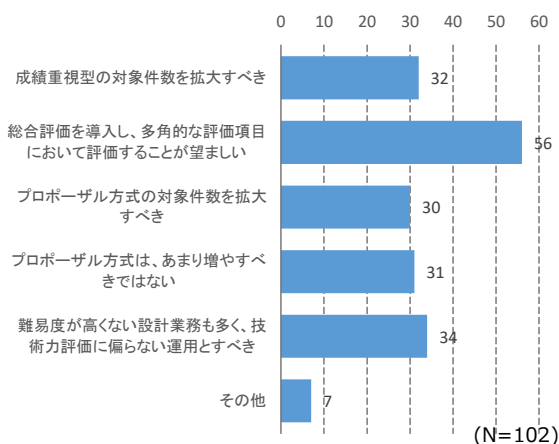
(問 4-1) 業務の履行期限の平準化に向けた取組について、該当するものを全てお選びください。

- ・「全ての業務で極力早い時期の発注を希望する」「適正な履行期間の確保を目的とした標準履行期間での発注を希望する」「前年度からの発注についても検討してほしい」「標準履行期間よりも長めの工期の設定を希望する」の回答が多い。



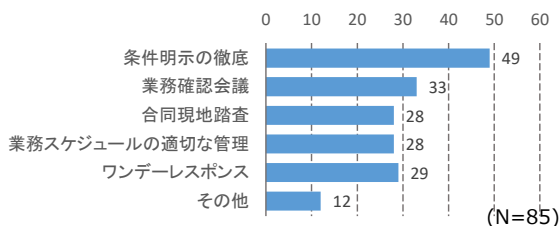
(問 4-2) 技術力を評価する業務の発注方法について、該当するものを全てお選びください。

- ・「総合評価を導入し、多角的な評価項目に」が最も多い。



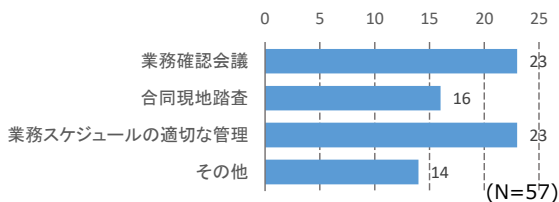
(問 4-3) 就業環境の改善につながる次の取組のうち、本市において重点的に実施すべき項目について、該当するものを全てお選びください。

- ・「条件明示の徹底」が最も多い。



(問 4-4) 本市の設計業務等の内容や業務担当者等の連絡体制や協議状況を考慮した場合、実施に手間が煩雑となる項目があれば、全てお選びください。

- ・「業務確認会議」と「業務スケジュールの適切な管理」がやや多い程度。

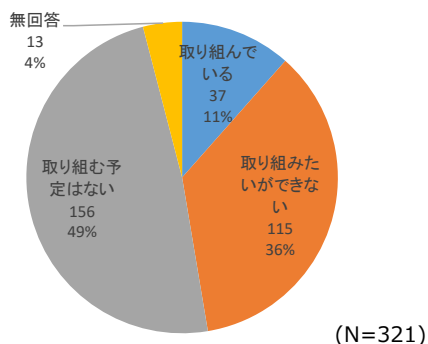


問 5(5) : i-Construction の取組について

問 5-1(5-1) 貴社において、i-Construction の取組を実施していますか。

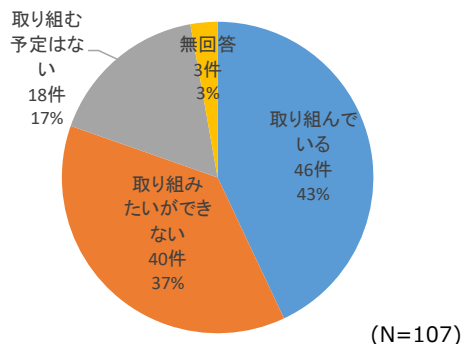
【建設企業】

・「取り組んでいる」企業は 11%のみ。



【建設関連企業】

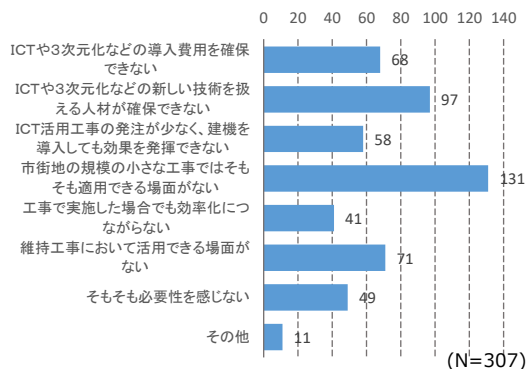
・「取り組んでいる」企業は 43%。



問 5-3(5-3) i-Construction に取り組めない、取り組まない理由について、該当するものを全て選んでください。

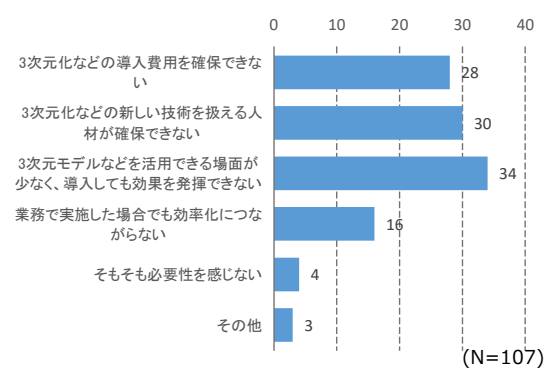
【建設企業】

・「市街地の規模の小さい工事では適用できる場面がない」が最も多い。



【建設関連企業】

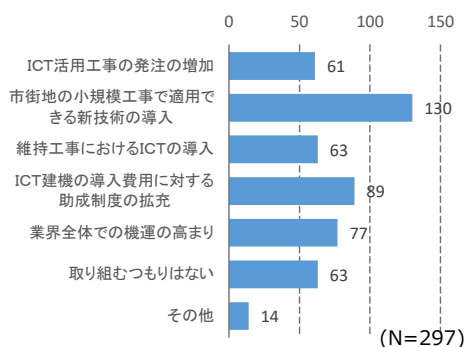
・「3次元モデルなどを活用できる場面が少なく、効果を発揮できない」が最も多い。



問 5-4(5-4) i-Construction に取り組むために必要なものを、全て選んでください。

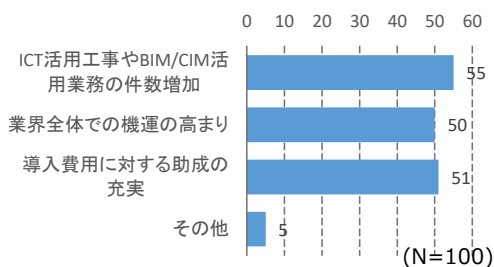
【建設企業】

・「市街地の規模の小さい工事で適用できる新技術の導入」が最も多い。



【建設関連企業】

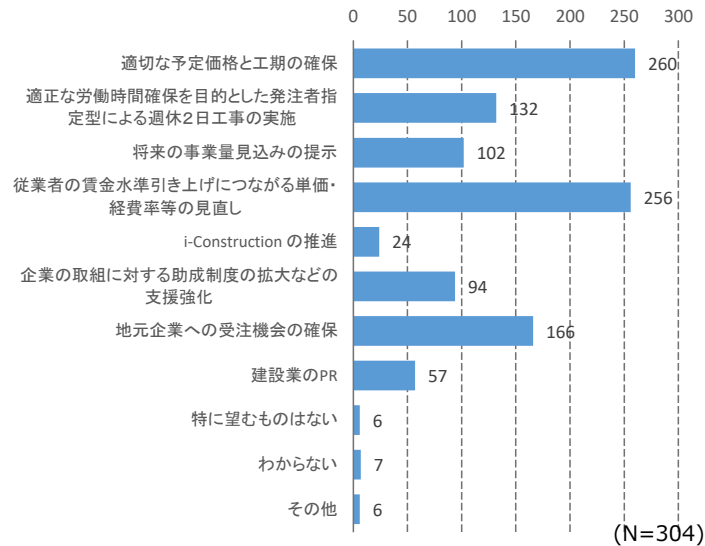
・半数ほどの企業がその他を除く3つの回答を回答している。



問 7(-) : 働き方改革や担い手確保等の取組を推進する方策について (建設企業のみ)

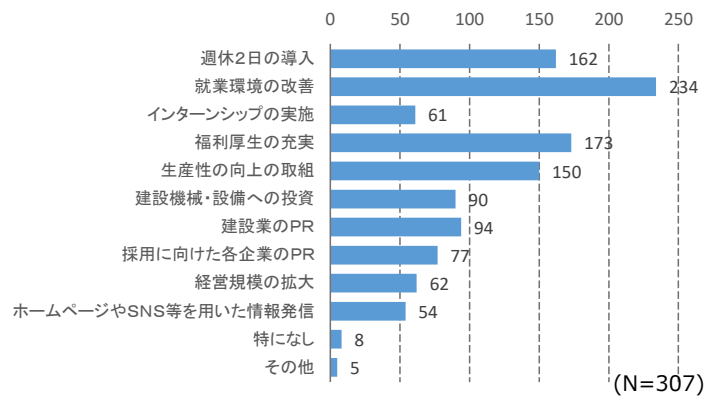
問 7-1(-) 働き方改革や担い手確保等の取組を進めるために、問 3-4 の項目を除き、札幌市に対して、どのような対応や施策を望みますか。

- ・回答した企業のうち 80%以上の企業が、「適切な予定価格と工期の確保」及び「従業員の賃金水準引き上げにつながる単価・経費率等の見直し」を望んでいる。



問 7-2(-) 次の中で各企業が取り組まなければならないと考えていることがありましたら、該当するものを全てお選びください。

- ・「就業環境の改善」と回答した企業が全体の 76%と最も多い。



助成制度の活用状況について

問 8(-) : 女性トイレ及び更衣室の設置への助成について

問 9(6) : 女性作業服等の装備品の購入に対する助成について

問 10(7) : 企業のインターンシップ受入れに対する助成について

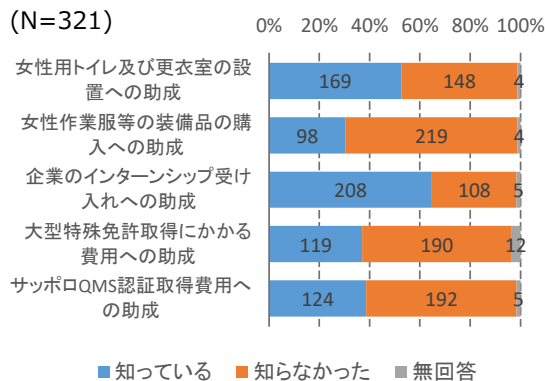
問 11(-) : 大型特殊免許取得に関する費用の助成について

問 12(-) : サポート QMS の認証取得費用の助成について

問 8~12(6~7)-1 この助成制度を知っていますか。

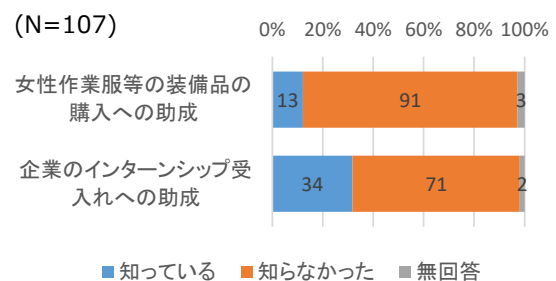
【建設企業】

- ・「企業のインターンシップの受入れへの助成」と「女性用トイレ及び更衣室の設置への助成」は半数以上の企業が知っている。



【建設関連企業】

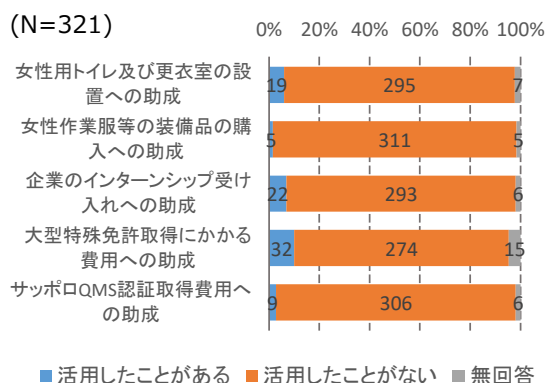
- ・「企業のインターンシップの受入れへの助成」の認知が 31%、「女性作業服等の装備品の購入への助成」の認知は 12%にとどまる。



問 8~12(6~7)-2 この助成制度を活用したことがありますか。

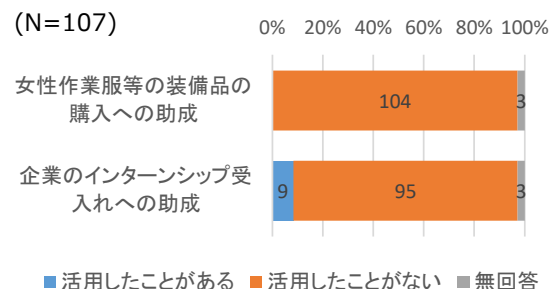
【建設企業】

- ・最も高い「大型特殊免許取得にかかる費用への助成」の活用率でさえ 10%で、助成制度がほとんど活用されてない。



【建設関連企業】

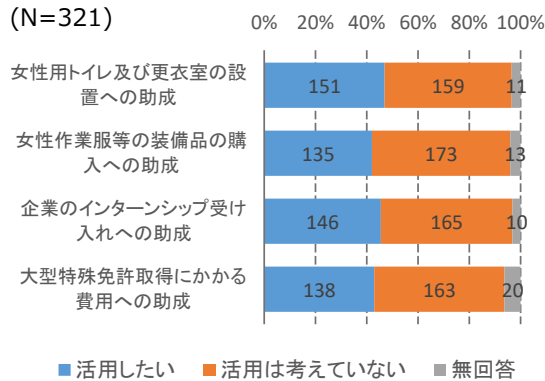
- ・「企業のインターンシップの受入れへの助成」の活用率でさえ 10%未満で、助成制度がほとんど活用されていない。



問 8~12(6~7)-3 今後、この助成制度を活用したいと思いますか。

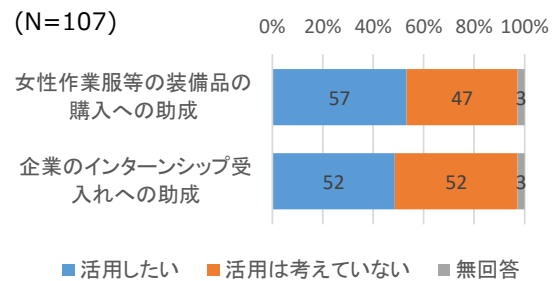
【建設企業】

- ・どの助成制度に対しても40%以上の企業が活用したいと回答している。



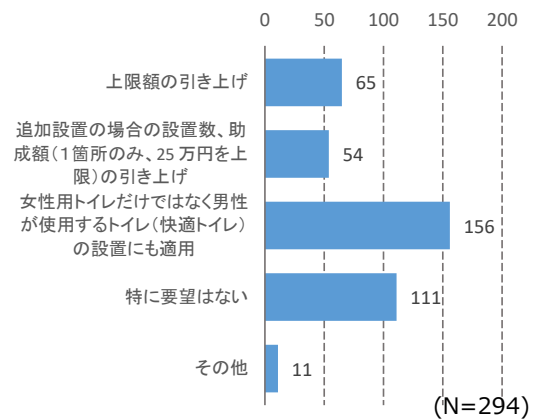
【建設関連企業】

- ・2つの助成制度に対して半数前後の企業が活用したいと回答している。



問 8-4(-) 女性用トイレ及び更衣室の設置への助成制度に要望することについて、該当するものを全てお選びください。(建設企業のみ)

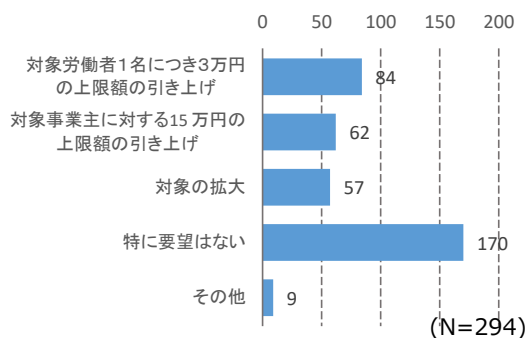
- ・半数以上が「女性用トイレだけでなく男性が使用するトイレ(快適トイレ)の設置にも適用」を要望している。



問 9-4(6-4) 女性作業服等の装備品の購入への助成制度に要望することについて、該当するものを全てお選びください。

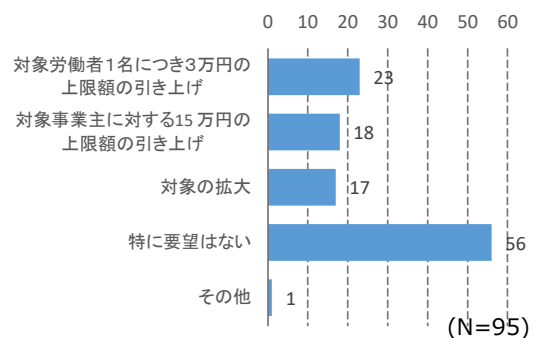
【建設企業】

- ・「対象労働者1名につき3万円の上限額の引き上げ」に対する要望が最も多い。



【建設関連企業】

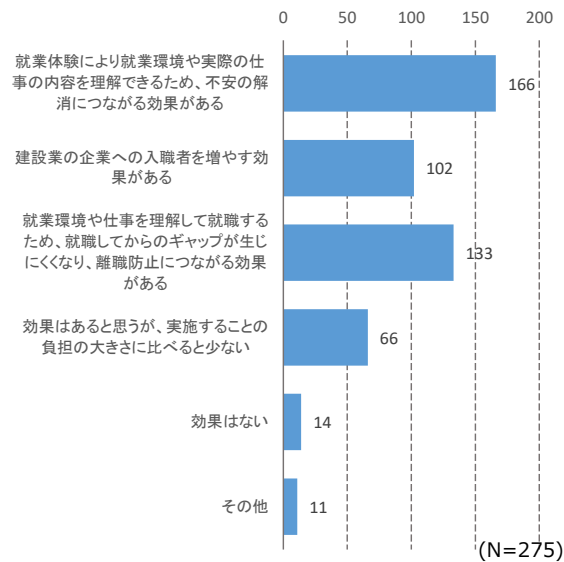
- ・「対象労働者1名につき3万円の上限額の引き上げ」に対する要望が最も多い。



問 10-5(7-5) インターンシップの実施による入職者の確保や離職防止の効果について、該当するものを全てお選びください。

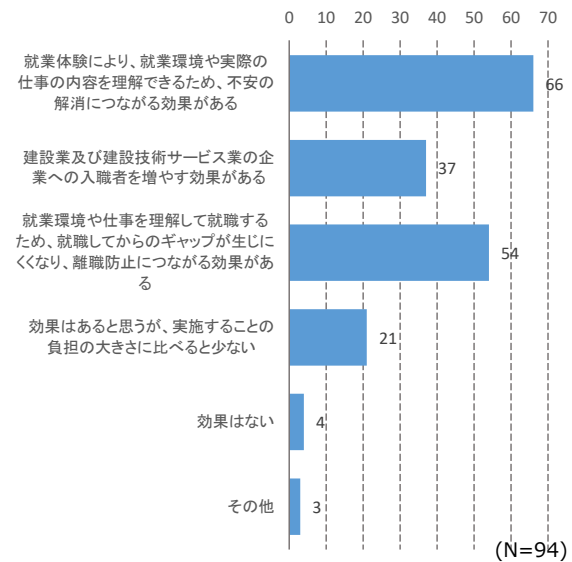
【建設企業】

- ・「不安の解消につながる効果がある」「離職防止につながる効果がある」「入職者を増やす効果がある」の回答が多い。



【建設関連企業】

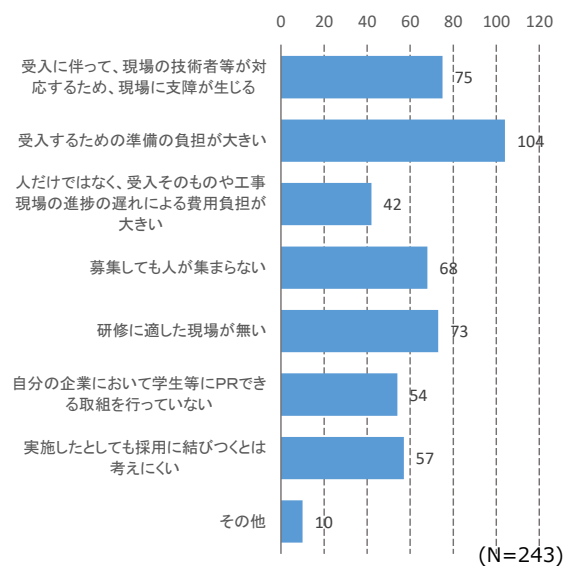
- ・「不安の解消につながる効果がある」「離職防止につながる効果がある」「入職者を増やす効果がある」の回答が多い。



問 10-6(7-6) (H29 以降にインターンシップ未実施の企業に対して)実施内または実施できない理由は何ですか。

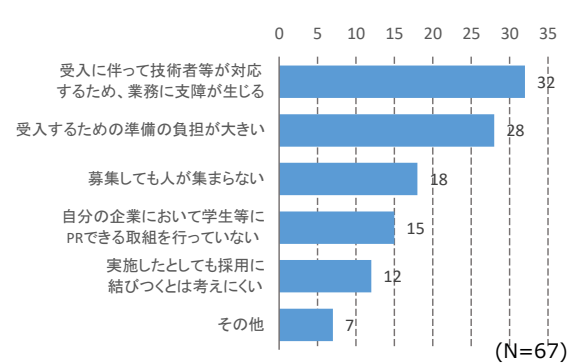
【建設企業】

- ・「受入するための準備の負担が大きい」ほか様々な理由が挙げられている。



【建設関連企業】

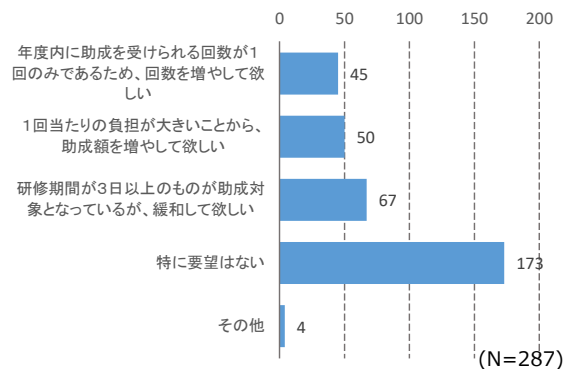
- ・「業務に支障が生じる」「受入するための準備の負担が大きい」の回答が多い。



問 10-7(7-7) 本市のインターンシップ助成制度に要望することについて、該当するものを全てお選びください。

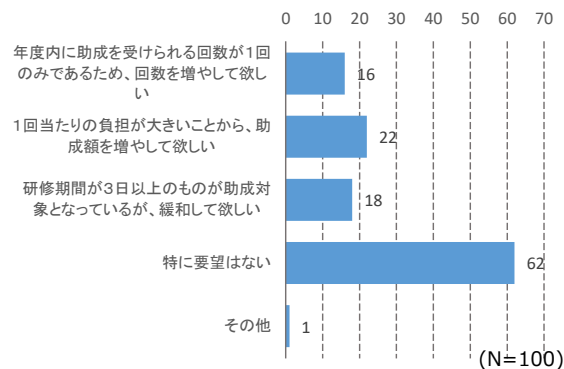
【建設企業】

- ・要望があった中では「研修期間が3日以上のもものが助成対象となっているが、緩和してほしい」が最も多い。



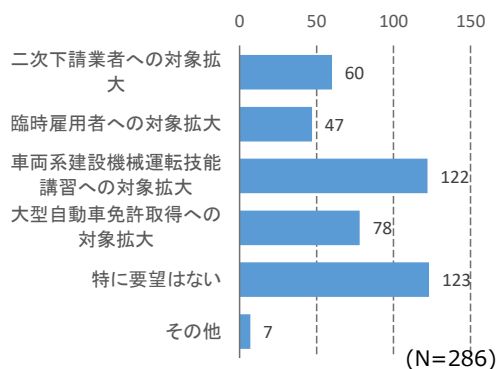
【建設関連企業】

- ・要望があった中では「1回当たりの負担が大きいことから、助成額を増やして欲しい」が最も多い。



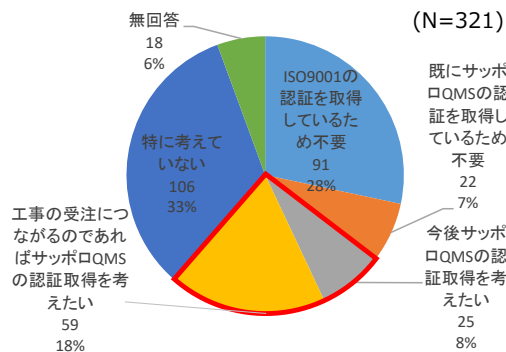
問 11-4(-) 大型特殊免許取得に係る費用の助成に要望することについて、該当するものを全てお選びください。(建設企業のみ)

- ・「車両系建設機械運転技能講習への対象拡大」が最も多い。



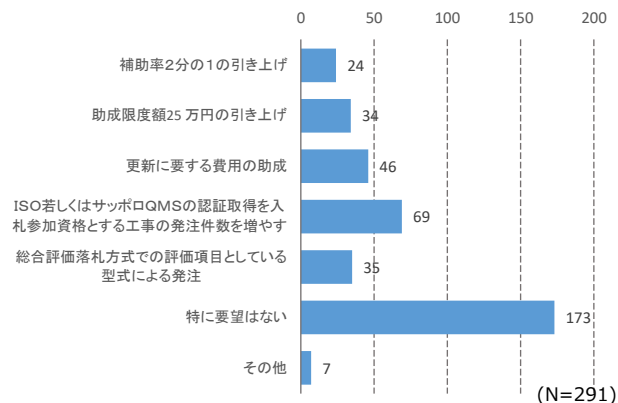
問 12-3(-) 今後、この制度を活用しサッポロ QMS の認証を取得したいと思いますか。(建設企業のみ)

- ・26%の企業が制度を利用した認証を考えたいと回答。



問 12-4(-) サッポロ QMS の認証取得費用の助成に要望することについて、該当するものを全てお選びください。(建設企業のみ)

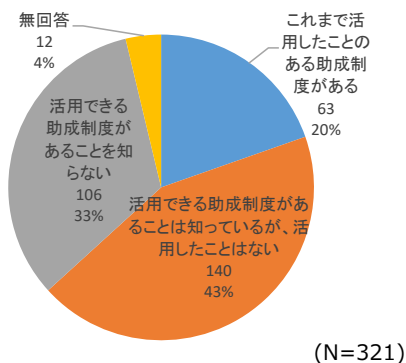
- ・「ISO 若しくはサッポロ QMS の認証取得を入札参加資格とする工事の発注件数を増やす」が最も多い。



問 13(-) : その他の助成制度の活用状況について (建設企業のみ)

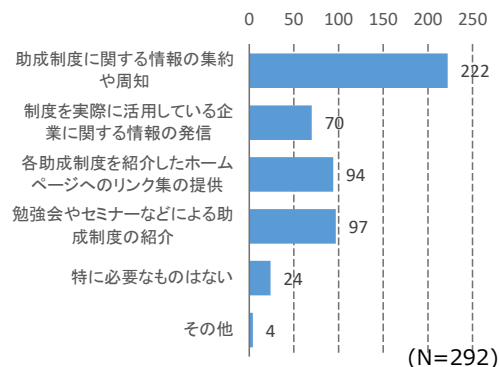
問 13-1(-) 問 8~12 の助成制度以外に活用している助成制度の有無について、一つお選びください。

- ・「助成制度があることを知っているが、活用したことがない」が 43% と、最も多い。



問 13-4(-) 今後、助成制度を活用するためには何が必要と考えますか。

- ・回答企業の 76% が「助成制度に関する情報の集約や周知」を必要と回答。

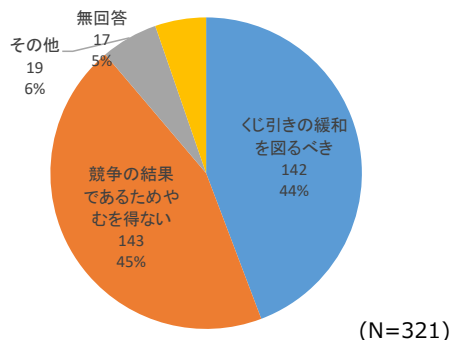


その他について

問 14(-) : 入札契約制度について (建設企業のみ)

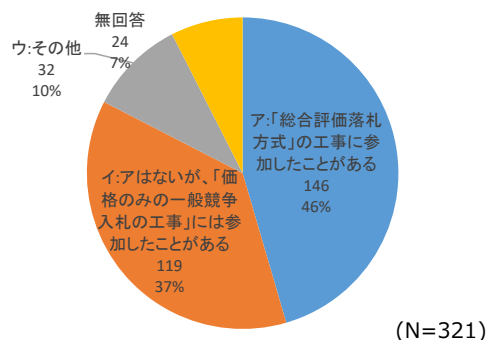
問 14-1(-) 一般競争入札において、くじ引きが多発することについてどのように考えますか。

- ・「競争の結果であるためやむを得ない」と「くじ引きの緩和を図るべき」が拮抗。



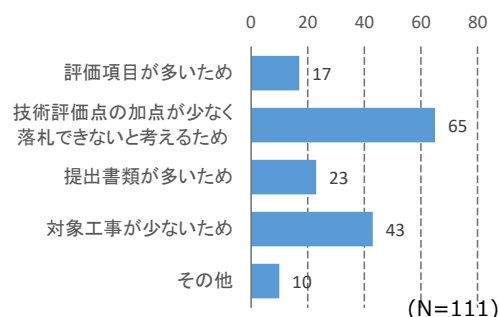
問 14-2(-) 平成 28~30 年度までの間に、札幌市が発注する工事の入札参加状況について、該当するものを一つ選んでください。

- ・「総合評価落札方式の工事に参加したことがある」企業は 46% になる。



問 14-3(-) (問 14-2 のイと回答した企業に対して)総合評価落札方式に参加しない理由について、該当するものを全てお選びください。

- ・「技術評価点の加点が少なく落札できないと考えるため」が回答企業の約 59% に及ぶ。



資料 4 主な意見・要望（意見交換会、検討委員会等）

前述した意見交換会や検討委員会、アンケート調査から得られた主な意見や要望等について、意見の分類毎に記載します。

建設産業のイメージアップやステータスの向上に関する意見等

- ・従業者の賃金水準引き上げにつながる単価・経費率等の見直し／手取り給与の増加
- ・技能者に対する札幌市独自のランク別労務単価の採用
- ・資格取得に対する奨励制度の創設
- ・専門技術サービス業としての官民一体となった技術力の向上やステータスの向上
- ・除雪オペレーターの地位向上（労働に対して報われる環境づくり）
- ・若い人が建設業に入職したいと思ってもらえる作業着の導入によるイメージの変化
- ・土木構造物に工事関係者の名前を刻むため銘板設置等
- ・若者の雇用に向けた週休2日の導入

建設産業のPR方法に関する意見等

- ・建設PRマンガ・動画の作成、デジタル媒体やプッシュ型での情報発信など、情報発信方法の工夫
- ・高校生・大学生対象の現場見学会やインターンシップ等の実施
- ・建設産業PRイベントの実施や参加（赤レンガプロジェクト札幌、建設産業ふれあい展、公共建築の日への参加など）
- ・子供向け職業体験テーマパークの誘致
- ・札幌市主催の就職合同説明会の開催
- ・札幌UIターン就職センターを活用したPRの推進
- ・一般紙にも取り上げられる大規模かつインパクトのある取組の実施
- ・小中学校教育における建設産業の単元化や関係副読本の作成など、教育分野との連携
- ・市教育委員会など、他の機関と連携した建設産業のPRの推進
- ・企業紹介や求人情報の札幌市HPへの掲載
- ・建設産業PRの取組への支援や助成・新入社員の合同研修会、再教育セミナー、建設技術の研修会などの開催

幅広い対象へのPRに関する意見等

- ・（工業高校や農業高校に加えて）建設産業と関連のある学部学生へのPR（札幌市立大学デザイン学部など）
- ・普通科高校等への建設産業のPR
- ・若手社員の意見交換会等の実施による同世代技術者・技能者の交流の場の提供
- ・（女性の担い手確保等の参考になる）ワークライフバランスに関する講演会の実施
- ・保護者への働きかけ（子供への影響が強すぎると離職率が高くなることに留意が必要）

週休2日の導入に向けた柔軟な工期設定・見直しなどに関する意見等

- ・週休2日制に対応した余裕のある工期の設定
- ・冬期にかからないための工期設定、早期発注／降雪などに対応した柔軟な工期設定
- ・突発的な災害対応が発生した場合の工期等の柔軟な運用（延期・延長）

週休 2 日導入に向けた賃金等の見直しや支援に関する意見等

- ・週休 2 日の導入に対する必要経費の確保、日給制労働者の賃金低下対策
- ・(週休 2 日実施による) 従業員の所得減少を招かないための労務単価・経費率の見直し、雇用形態の変更などの対策、所得補償
- ・会社を継続させるための利益の確保
- ・中小企業が週休 2 日を実現できるためのスタートアップの支援
- ・除雪オペレーターの交代要員の確保、作業従事者の安定的な休日の確保
- ・除雪オペレーターの休日出動時の割増賃金の設定、最低月額補償プラス歩合制の導入

週休 2 日の導入が難しい現場等への配慮に関する意見等

- ・週休 2 日が適さない現場や土曜や日曜日にしかできない作業への配慮
- ・従来の変形労働時間の対応との折り合い
- ・積雪寒冷地では施工時期の週休 2 日は難しい
- ・降雪がある中での除雪作業者の休日の確保
- ・週休 2 日について日給制が多い技能労働者の問題点を明確にする必要性

週休 2 日の導入・拡大に向けた業界全体での取組に関する意見等

- ・札幌市発注全工事での受注者希望型の週休 2 日制工事の導入
- ・建設産業全体としての 4 週 8 休制の確立、環境整備の継続 (必要諸経費の計上含む)
- ・夜間工事の減、土日工事の中止
- ・民間工事も含めた業界全体での週休 2 日への対応 (休日に民間に労働者が流れる)
- ・民間発注工事への行政指導の実現に向けた国への申し入れ
- ・受発注者協議によるワークライフバランスの改善に向けての施策の推進・強化
- ・週休 2 日制の業界全体でのアピール

生産性向上や作業効率化に関する意見等

- ・2 次製品の活用などの効率化
- ・計画的な実施などの考え方を取り入れた除雪作業への移行
- ・生活道路の除雪作業の昼間施工の実施/排雪方法の見直し
- ・書類の簡素化など工事の効率化等の実施
- ・発注者の設計図書の 3 次元対応
- ・設計図面の手戻り削減
- ・夏場の作業時間拡大などの柔軟な対応
- ・条件明示の徹底や業務確認会議の実施
- ・週末の作業につながらないウィークリースタンスの徹底
- ・生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態 (建設コンサルタントが担う事業促進 PPP、監理業務 (PM・CM 等)) の拡大
- ・現場技術・施工管理業務の発注

施工時期及び業務履行期間の平準化の推進に関する意見等

- ・ゼロ市債や繰越等を柔軟に活用した早期発注
- ・GW 前など、受注後すぐに仕事ができるような体制の構築
- ・業務の集中を防ぐための履行期間の長期化
- ・除雪業者の夏場工事の安定的な受注/除雪も含めた通年での工事の平準化
- ・(品確法の理念に沿った) 業務の平準化などの対応
- ・人手不足が続く中で、平準化により受注者の能力を最大限利用できる環境整備が必要

担い手不足が招く問題などに関する意見等

- ・建設産業の担い手不足による災害対応やインフラ整備への影響
- ・特殊な技能を持つ技術者・技能者が辞めることによる工事進捗への影響
- ・若手社員の確保・育成不足による技術の継承への影響
- ・学齢別人口の縮小に伴う建設技術を学ぶ高校生、大学生の減少
- ・有効な求人ツールが見つからない
- ・中小企業では求人を出しても集まらない
- ・新たな取組を実施するには負担が大きく取り組めるだけの経営基盤がない
- ・職場内部での人間関係の難しさや発注者との人間関係の難しさ

担い手確保に向けた取組の実施に関する意見等

- ・建設コンサルタントからの札幌市中途採用の中止・抑制
- ・施工管理技士の資格取得条件の緩和を国に要請
- ・除雪講習会や若手オペレーターを対象とした研修の実施／運転技術等の講習や現場体験の実施
- ・除雪オペレーターの通年雇用に向けた夏場の業務の確保
- ・離職者に対する意識調査の実施
- ・ローカルマッチプロジェクト事業の拡充（継続な支援が受けられる制度への移行）
- ・若者全体に通じる、職場で疎外感を感じてしまうという気持ちの解消につながる取組

女性にとっても働きやすい環境づくりの推進

- ・女性にとって働きやすい環境づくり
- ・保育所の充実などの子育て環境を向上させる総合的な施策
- ・結婚や出産を含めて長く続けていくことへの不安の解消
- ・女性の特性を考慮した、建設産業における女性の活躍の余地の検討
- ・男性と同様に女性技術者が経験を積む機会の確保
- ・働く女性が困った際の相談窓口の設置
- ・（女性雇用の経験がほとんどない）企業が女性を活用する際の相談窓口の設置
- ・建設業で働く女性は現場の技術職員だけではないという広い視点が必要
- ・性別に関係なく、一人の人として活躍を支援

外国人技術者の受入に向けた環境づくりに関する意見等

- ・外国人研修生の日本語教育、技能教育を集団でできる場づくり
- ・外国人技術者受入れの体制づくり（講習会の開催、制度の改正、ブローカーの推奨等）
- ・札幌市国際プラザの札幌市在住外国人データベースを利用した人材確保
- ・外国人活用に伴う日本人の給料抑制の懸念への対応

従業員の高齢化への対応に関する意見等

- ・従業員の高齢化への対応（介護離職などを防ぐための在宅勤務の推進など）
- ・50代、60歳代のシニア世代を戦力として活躍してもらうための仕組の検討

中長期的な事業量の確保

- ・財政的なボリュームを持った（札幌市の）公共投資に関する長期計画の提示
- ・安定的な事業量の確保と技術者単価の継続的な引き上げ

適正な予定価格の設定

- ・受注者が適正な利益を確保するために、最低制限価格や委託労務費の下限の引き上げ
- ・安定的な事業量の確保と技術者単価の継続的な引き上げ
- ・実態に即した歩掛・積算体系への改善及び整備
- ・建設機械の経費の実態に即した歩掛の見直し、札幌市独自歩掛の検討
- ・確実・適切な設計変更

入札制度の見直し

- ・安定発注に向けたくじ引きの見直し／総合評価方式の導入拡大
- ・総合評価方式における一括審査方式の有効活用・拡大
- ・一括審査方式の評価項目の見直し
- ・同一業者の複数落札の回避
- ・技術的評価項目の採用・増加、技術提案の導入
- ・工事の種類（難易度）等によって評価項目を特化した入札の導入
- ・技術と経営に優れた建設企業が伸びていく市場環境に加えて、将来に向けた積極的な取り組みをしている企業が伸びる環境を作っていくという発想

人材確保・育成に取り組む企業を評価する入札制度

- ・人材育成型の総合評価の導入拡大
- ・総合評価方式における若手育成、女性登用に資する型式の拡充
- ・若手技術者・女性技術者の活用・育成のための入札・契約制度の工夫改善の推進
- ・女性技術者を現場に置くことを入札参加資格条件とするなどの制度の検討
- ・外国人の雇用を評価する仕組みの導入
- ・若者が多い企業ほど仕事が取れるようになる取組

地元企業等の受注機会の確保

- ・地元企業への受注機会の確保
- ・除雪機械の保有台数等による加点の差別化
- ・品格法改正により災害協力の連携も大きな位置づけとなっていることも踏まえた企業連携(道外大手企業も含む)、協定連携への検討

下請契約等の適正化に関する取組

- ・元請業者による、週休2日制の経費上乘せ分の下請けの設計変更対応
- ・下請け業者にしわ寄せが生じないための配慮や対策
- ・下請の立場では法定福利費などがもらえるようにするための札幌市によるチェック

生産性向上につながる i-Construction の推進に向けた市による支援

- ・一人乗り除雪機械による施工（のスピードアップ）
- ・札幌市内の小規模な工事現場での利用が可能な新しい技術の開発
- ・受注者・発注者双方が同じ目標を持って取り組むためのロードマップの作成
- ・ICT 活用工事や BIM/CIM 活用業務の件数増加と計画的な見直し
- ・ICT や BIM/CIM の導入費用に対する助成制度の充実・拡充
- ・ICT 施工等への経費増などの支援強化
- ・ICT 機器使用時の工事評点の加点

生産性向上につながる i-Construction の推進に向けた企業等の取組

- ・建設コンサルによる、ICT 施工や BIM/CIM の導入
- ・ICT 導入に対応した人員の確保、技術力向上

建設産業の活性化に資する助成制度の創設・拡充に関する意見等

- ・助成制度に関する情報の集約や周知（事例紹介）
- ・助成制度や支援制度の PR 及び手続きの簡素化
- ・職業学科進学に特化した奨学金制度等の創設
- ・奨学金返済義務のある就業者への一定期間の奨学金返済助成の創設
- ・若手職員への専門技術を学んでもらう教育費用や資格受験費用等に対する助成の創設
- ・（除雪機械や建設機械の運転・整備等を目的とする）専門学校の設置／学費の助成
- ・学生のインターンシップ受入れの助成の拡充、支給条件の見直し（日数の短縮）
- ・大学への新規採用合同説明会参加、マイナビの活用等への助成の適用拡大
- ・大型特殊免許取得に関する助成金の助成枠の拡充
- ・（制度利用後一定期間の在籍を前提とした）免許取得補助の拡充
- ・工事現場の女子トイレ、更衣室等の整備促進の助成制度の拡充
- ・対象が団体だけに限定されている助成制度の個別企業への対象拡大
- ・設備の老朽化等への対策促進に向けた設備投資を対象とする助成制度の拡充

建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施に関する意見等

- ・市の上位計画、関連計画との関係の整合性が必要（札幌市産業振興ビジョン等）。
- ・建設局だけのプランではなく、オール札幌市の問題だと認識した取組が必要
- ・業界全体としての事業継承や人員確保の取組
- ・雑踏警備や交通安全の部分で関わりを持つガードマンに関する内容のプランへの反映

活性化プランに対する意見等

- ・策定中のアクションプランを上位計画に位置付けた上で、建設事業費の確保
- ・予算措置や評価（KPI～業績評価指標）等の具体的な進め方の整理
- ・品確法改正を踏まえた整理。技術力による担い手確保の位置付け

資料5 パブリックコメントの実施

1 パブリックコメントの概要

札幌市では、「さっぽろ建設産業活性化プラン」に市民の意見を反映するため、「さっぽろ建設産業活性化プラン(案)」の公表とパブリックコメントを実施しました。

1 実施概要

(1)意見募集期間

2020年3月30日(月)から4月28日(火)【30日間】

(2)資料の配布・閲覧場所

- ・札幌市役所 建設局土木部業務課、市政刊行物コーナー
- ・各区役所 総務企画課広聴係
- ・各区まちづくりセンター
- ・各区土木センター
- ・札幌市ホームページ

(3)周知方法

- ・札幌市ホームページ
- ・報道機関(新聞社)
- ・広報さっぽろ(地上デジタルテレビ・データ放送及び「i さっぽろ」)

2 パブリックコメントに対する意見の内訳

(1) 意見提出者数・件数

意見提出者数：5名

意見件数：28件

(2) 提出方法別内訳

提出方法	郵送・持参	FAX	電子メール	ホームページ	合計
提出者数	2	0	0	3	5
構成比	40%	0	0	60%	100%

(3) 項目別内訳

計画案の項目	件数	構成比
第1章 プランの策定にあたって	4	14%
第2章 札幌市における建設産業の役割	0	0%
第3章 札幌市の建設産業の現状と課題	6	21%
第4章 プランの基本理念、基本方針及び目標	0	0%
第5章 施策及び具体的取組	8	29%
第6章 プランの推進にあたって	0	0%
資料編	1	4%
計画案全体に対する意見	0	0%
その他	5	18%
計画案と直接関係のない意見	4	14%
合計	28	100%

※構成比の値は四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

(4) 意見募集の結果

「意見の概要とそれに対する札幌市の考え方」は、建設局業務課（市役所本庁舎8階）等に配架するとともに、ホームページで公開しています。

※ホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/kensetsusangyou/kasseikaplan.html>

資料 6 建設業人材確保・育成支援事業

1 建設業人材確保・育成支援事業（4つの助成事業）

SAPPORO

建設業人材確保・育成支援事業

札幌市では、平成27年度から企業の人材確保・育成に係る取り組みを支援する4つの助成事業を行っています。平成28年度からは、**造園工事にも対象を拡大するとともに、申請手続きを簡素化**いたしました。

① 女性の労働環境をサポート

工事等の現場における女性用トイレ及び更衣室の設置費
50万円を上限に助成
(追加設置は25万円)




② 女性の働きやすさをサポート

女性の作業服・安全帯ヘルメットなどの装備品購入費
1人3万円を上限に助成
(1企業15万円まで)




③ インターンシップの受け入れ企業をサポート

学生や一般就職希望者を対象としたインターンシップを実施する企業
10万円を助成




④ 除雪オペレーターの資格取得をサポート

除雪オペレーターの大型特殊免許を取得するための費用
4万円を上限に助成




詳細は裏面に記載しております。各助成金を申請する際には下記のURLまたはQRコードから必ず要網をご確認の上行ってください。

http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou_josei/kigyou_josei.html




さっぽろ市
02-402-16-731

資料 7 主な関連法令等

- 1 国土交通省「新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）」
- 2 国土交通省「建設産業政策 2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」
- 3 北海道開発局「令和2年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」
- 4 北海道「北海道建設産業支援プラン 2018」

1 国土交通省「新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）」

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。
 ※担い手3法の改正（公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
 i-Constructionの推進等による生産性の向上

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
 価格のダンピング対策の強化
 建設業の就業者数の減少に歯止め

新たな課題に対応し、
 5年間の成果をさらに充実する
 新・担い手3法改正を実施

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） 施工時間の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） <p>○受注者（下請含む）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
<p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入を許可要件化 下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<p>生産性向上への取組</p>	<p>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</p>	<p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理責任者に関する規制を合理化 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

2 国土交通省「建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~」

建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~

【背景】

○建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。

○一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。

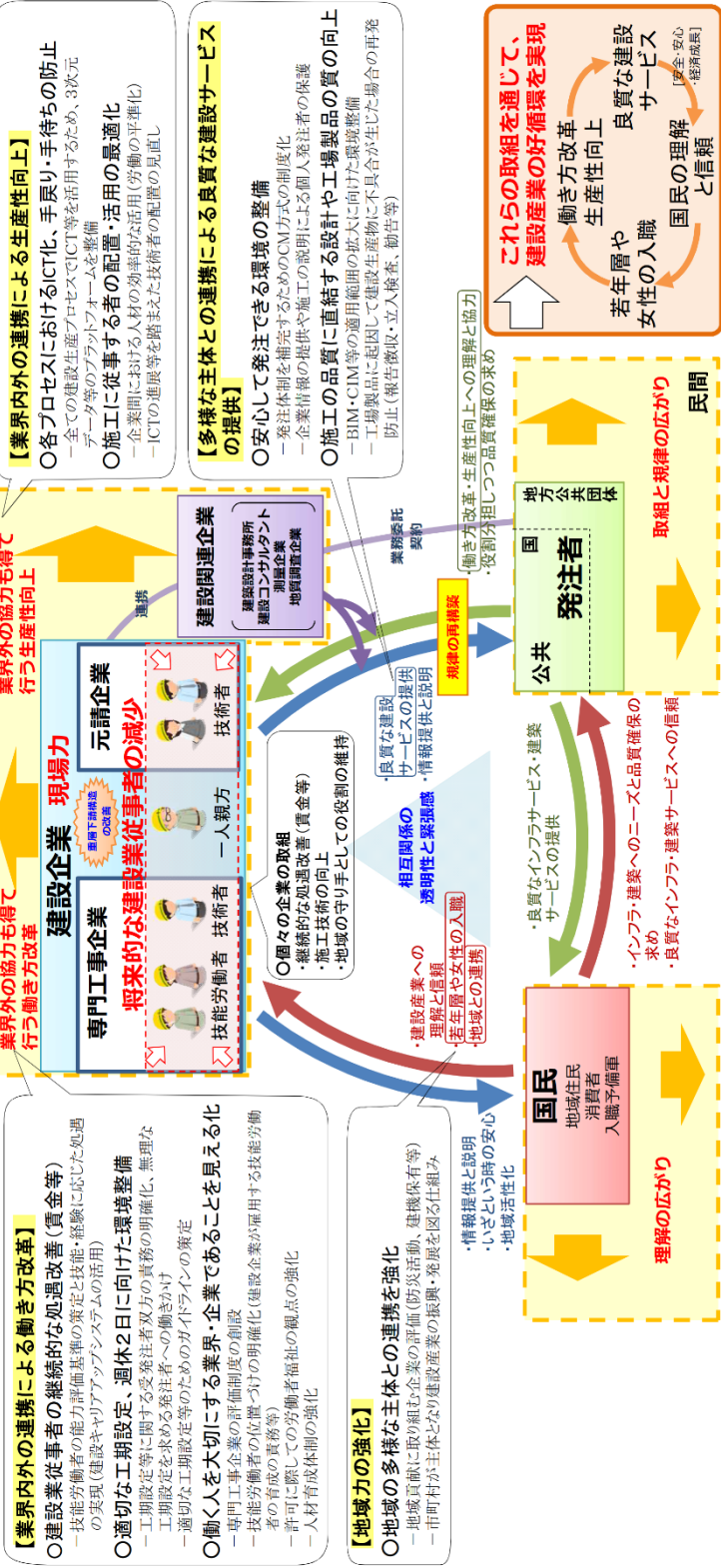
○建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えられることが出来る産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

○個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。

○良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

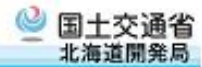


主な施策の概要

<p>働き方改革</p>	<p>個々の企業に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可に際しての労働者福祉の観点の強化 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を許可要件とする可 労働者福祉の普及を許可要件とする可 建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 技能労働者が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を雇用する責務 中小建設企業における技能労働者要件として登録基礎技能者を位置づけ等 	<p>企業間や業界全体に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門工事企業に関する企業情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に相当した如きの実現（建設キャリアアップシステムの活用） 建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化 <ul style="list-style-type: none"> 一人向けへの対応 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 適切な人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 女性の働きやすい職場環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 建設業退職金給付制度の活用を促進 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 民間工事における建設キャリアアップシステムの連携 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 	<p>発注者・設計者や地域など様々な主体との連携に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者双方の責務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 発注者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止 設計者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 教育機関、研修機関の体制確保の推進 施工時期の平準化の取組の拡大 働き方に関する評価の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の普及を重点として、専門工事企業の特徴を踏まえた企業情報の提供 社会保険未加入に関する建設の普及を強化
<p>生産性向上</p>	<p>小規模建設工事に適用される規律の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 無許可業者による建設工事の横行を抑制 一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 技能労働者が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を雇用する責務 中小建設企業における技能労働者要件として登録基礎技能者を位置づけ等 	<p>企業間や業界全体に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した建設関連ビジネスの展開 <ul style="list-style-type: none"> 建設業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり 建設工事における電子商取引の推進 	<p>発注者双方の責務や役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止 設計者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止
<p>良質な建設サービスの提供</p>	<p>小規模建設工事に適用される規律の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 無許可業者による建設工事の横行を抑制 一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 技能労働者が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を雇用する責務 中小建設企業における技能労働者要件として登録基礎技能者を位置づけ等 	<p>企業間や業界全体に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した建設関連ビジネスの展開 <ul style="list-style-type: none"> 建設業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり 建設工事における電子商取引の推進 	<p>発注者双方の責務や役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止 設計者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止
<p>地域力の強化</p>	<p>地域の建設企業の経営プロセスの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 高コスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員処遇改善等に資する先進的な取組事例を借鏡発信 地域の建設企業の経営基盤強化 <ul style="list-style-type: none"> 自治体や事業者連携に向けた支援の整備 将来の建設市場に対応した体制構築等 <ul style="list-style-type: none"> 人材や建設業の相互融通の円滑化 	<p>企業間や業界全体に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した建設関連ビジネスの展開 <ul style="list-style-type: none"> 建設業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり 建設工事における電子商取引の推進 	<p>発注者双方の責務や役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止 設計者側 <ul style="list-style-type: none"> 発注者による契約締結を禁止 発注者による契約締結を禁止
<p>施策断片的に取組むべき重要な課題</p>	<p>重層下請構造の改善 ・ 請負契約だけでなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築</p> <p>各プレーヤー間の関係の透明性と緊密感 ・ ランク分け制度など公共工事の発注の基本的枠組みの再構築</p>		

3 北海道開発局「令和2年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」

令和2年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針



取組の趣旨

- 生産年齢人口が減少する中、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を果たしている建設産業の担い手確保・育成に向け、建設業等の働き方改革は急務となっている。
- 政府の「働き方改革実行計画」を受け、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、国交省では「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し取組を加速。
- 開発局では工事・業務の円滑な執行と品質を確保しつつ建設業等の働き方改革の実現を図るため、「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置。
- 令和元年度には「働き方改革関連法」の施行、「新・担い手3法」の公布（改正品確法の施行、「発注関係事務の運用に関する指針」の改正）されたことを踏まえ、以下の取組を推進。
- これらの取組にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況や政府の対策等を踏まえ適切に対応。

取組（1）適正な工期設定・施工時期の標準化

- ①適正な工期設定
 - ・ 条件明示を徹底し、必要な工期を確実に見込む。
 - ・ 条件変更等により工程に影響が及ぶ場合は、必要に応じて工程の延長及び繰り越し手続等の適切な処理を行う。
 - ・ 余裕期間制度の余裕期間を最大6ヶ月に拡大し積極的な活用を図る。
- ②週休2日確保促進に向けた試行工事の実施
 - ・ 原則、全ての工事を対象に週休2日工事の試行を実施する。
 - ・ 契約締結や工期に週休2日の取組内容について発注者で共有する。また、休日に作業が発生するよう依頼は行わない等、円滑な実施となるよう配慮する。
 - ・ 週休2日による施工の実績が確認された工事については、工事成績評価に反映する。また、優良工事等表彰については、本取組の実施状況を念めて選考する。
 - ・ 建設業全体の意識改革を進めるため、関係団体等と連携し、「統一土曜閉所」の取組を拡大実施する。
- ③施工時期の標準化
 - ・ 予算予算におけるゼロ国債の設定による早期発注や2ヶ年国債の設定により、施工時期の標準化を図る。
- ④発注者協議会等の取組
 - ・ 発注者協議会において、各発注機関の発注見通しを統合し、開発局HPにおいて公表する。また、より多くの機関の参加が得られるよう働きかけを行う。
 - ・ 改正品確法及び運用指針の進捗について、引き続き、関係団体等へ周知を徹底する。
- ⑤設計業務等における適正な工期設定
 - ・ スケジュール管理表の活用により、適正な履行期間を確保するとともに、履行期限が年度末に集中しないよう分散化し標準化を図る。また、必要に応じて履行期間の延長及び繰り越し手続等、適切な処理を行う。

取組（2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- ①社会保険の加入促進
 - ・ 社会保険の法定福利費、安全衛生経費等の必要経費にしわ寄せが生じないよう、社会保険加入状況の調査等とともに、業者に対する指導を行う。
 - ・ 「建設業社会保険促進・知通改善北海道地方連絡協議会」の関係者が情報を共有し、一体となって社会保険加入促進の取組を実施し、加入の徹底を図る。
- ②標準見積書の活用促進
 - ・ 入札発注時に標準見積書の活用状況を確認し、未利用の場合は、業者に対して活用の指導を行う。

令和2年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針



取組（3）生産性向上

- ①ICTの全面的な活用
 - ・ ICT活用推進部会において、ICT活用工事の増進、ICTを活用した維持管理の推進等について検討を行う。
 - ・ ICT活用工事の部分活用や新規工程拡大（3工種⇒11工種）による取組を推進する。・ 工事・業務へのBIM/CM活用拡大及び業務プロセス改善等の検討を行う。
- ②全体最適の導入
 - ・ 流動性を高めた現場打ちコンクリートの採用、新技術・工法の活用、部材のプレキャスト化等の施工効率化（コンクリート工事）に資する工法を積極的に採用する。
- ③書類の簡素化
 - ・ 工事書類について、書類作成に係るマニュアルの改訂や関係団体との意見交換を踏まえ、書類作成の簡素化のより一層の周知・徹底を図る。
 - ・ 工事完成検査時の書類の簡素化を試行する。・ 情報共有システムを活用したオンライン電子納品の運用を推進する。
- ④監督検査の効率化
 - ・ ICTや非破壊試験、映像記録等を活用し、監督検査の効率化を図る。・ ウェアラブルカメラ等を活用した建設現場の遠隔監視に関する監督・検査を試行する。
- ⑤普及促進
 - ・ 受注者、地方自治体等への技術支援、職員の技術向上のための、講習会や研修等を実施する。また、関係団体との勉強会など他機関と連携した取組を推進する。
 - ・ 「北海道開発局i-Construction」により、受注者の意向向上や優れた取組事例を広く周知し、取組を推進する。
 - ・ 北海道開発局技術研究開発委員会において、i-Constructionを含めた生産性向上をテーマとする新たな表彰部門を創設する。

取組（4）下請契約における取引適正化

- ①書面による契約締結の徹底
 - ・ 不適切な契約手続き等に起因する元下請契約のトラブルを未然に防ぐため、書面による契約締結の徹底が図られるよう、法制度の継続的な周知・啓発を行う。
- ②下請代金の支払方法の適正化
 - ・ 元請負人から下請負人への下請代金の支払いが法に定める期日及び方法によって、適切に行われるよう周知・啓発を行う。
 - ・ 下請企業に対する適正な労務資金の支払いを促進する観点から、「労務費見振り専重宣言」促進モデル工事を試行する。

取組（5）その他働き方改革に関する取組

- ①建設業等の若手・女性活躍促進の取組
 - ・ 工事・業務の発注において、技術育成型、女性活用モデル工事、WLB認定評価型等の試行を推進する。
 - ・ 官民の女性技術者が視野や知見を広く活用できるような相互の交流支援の取組を行う。
- ②業務環境の改善
 - ・ 時間外の依頼はしない、依頼の期限日は十分な時間的余裕を持つ等の業務環境改善について、受発注者間で確認し、円滑な実施となるよう配慮する。
 - ・ 日々の業務執行の効率化を図るため、テレビ会議を拡大する。・ 現場環境では「快適トイレ」の導入等、男女ともに働きやすい環境を整備する。
- ③担い手確保等に向けた取組
 - ・ やりがいや魅力を伝えるための学生や保護者を対象とした現場見学会等の取組を行う。・ 建設技術者の知識改善に繋げるため「建設キャリアアップシステム」の普及促進を図る。

取組の進め方

- 受発注者間の円滑なコミュニケーションを図りつつ、各取組を積極的かつ適切に実施する。
- 意見交換会やアンケート等で意見収集を行い、取組内容の見直し改善について検討する。
- 現場レベルでの意識の浸透及び実施の徹底を図る。
- 工事・業務の実態にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染防止対策の周知・徹底を図り、必要に応じて一時中止措置や、工期又は履行期間の延長を行う等、適切に対応する。

4 北海道「北海道建設産業支援プラン2018」

北海道建設産業支援プラン2018の概要 平成30～34年度

第1章 プランの策定にあたって

趣旨：建設産業の持続的発展に向けて、道としての支援施策を総合的に取りまとめるもの。

建設産業の役割：○社会経済活動の基盤となる社会資本整備 ○地域の雇用創出や経済発展への寄与
○災害対応など地域の安全・安心の確保 ○維持管理や長寿命化対策など地域生活の確保

第2章 建設産業を取り巻く現状

(平成28年度)

- 建設投資額
平成22年度を底として、近年は増加傾向にあるものの、ピーク時と比べて約5.4%
 - 許可業者数
減少は緩やかになっており、ピーク時と比べて約7.5%
 - 就業者数
平成25年に回復したものの、再び減少し、ピーク時と比べて約6.0%
 - 高齢化率
29歳以下が少なく、50歳以上が約5.0%
 - 営業利益率
平成21年度を底として、近年は改善傾向
- 建設産業を取り巻く動き**
- ・品確法の改正
 - ・国土強靱化
 - ・ICTの活用、i-Constructionの導入
 - ・働き方改革
 - ・外国人の技能実習等
 - ・インフラ長寿命化計画
 - ・女性活躍推進
 - ・国土交通省の建設産業政策会議

第3章 前プランの検証

(平成25～29年度)

- 競争力の強化（経営力の強化）
営業利益率、技術力に改善が見られる
 - 人材の確保・育成（人づくりの強化）
引き続き、就業者数が減少している
 - 新たな市場への進出（経営力の強化、道外などへの進出）
本業強化の意向が強い
 - 社会的役割と責任（信頼の確保）
社会保険加入率に改善が見られる
 - 適切な元請・下請関係（適正な施工体制）
下請状況等調査の指導数は少数
 - 過剰供給構造（経営力の強化）
1社当たりの完成工事高は増加傾向
 - 公正な市場環境づくり（不良・不適格業者の排除）
道内業者の指名停止は減少している
- 【まとめ】**
様々な施策等の実施により、一定程度の改善はあったものの、依然として、「人材確保・育成」をはじめ、「経営力の強化」など様々な課題があることから、引き続き支援が必要

第4章 課題

- 経営力の強化
 - ・経営力の向上
 - ・生産性の向上
 - ・技術力の向上
- 人材の確保・育成
- 地域の安全・安心の確保
- 建設産業の環境整備

第6章 プランの推進

- 北海道建設業サポートセンター
- 建設産業振興に関する連絡会議
- 地方建設業経営効率化協議会

第5章 施策・取組の展開

基本方針：地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展

【主な推進事業】

- 1 将来に続く経営力の強化**
 - (1) 経営力の向上
 - (2) 生産性の向上
 - (3) 技術力の向上
 - 2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化**
 - (1) 誰もが輝ける働き方改革の推進
 - (2) 技術をつなぐ担い手の確保
 - (3) 技術をつなぐ担い手の育成
 - (4) 北の輝く女性の活躍推進
 - 3 地域の安全・安心の確保**
 - (1) 地域力の強化
 - (2) 市町村との連携強化
 - 4 建設産業の環境整備**
 - (1) 新分野や道外への進出
 - (2) 法令遵守の徹底
 - (3) 適正な施工体制
 - (4) 不良・不適格業者の排除
- 発注者としての取組**
- 1 「建設業経営効率化」の取組
 - 2 生産性の向上の取組
 - 3 担い手確保・育成に関する取組
 - 4 地域の安全・安心の確保
 - 5 透明で公正な競争の促進
- ◆北海道建設業サポートセンターの運営
◆中小企業者等に対する支援など
◆ICTを活用した施工や業務の省力化
◆施工時期の平準化や余裕のある工期
◆技術力向上に取り組む企業の評価
◆技術講習会などの開催 など
- ◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」の設置
◆週休2日の導入や長時間労働の是正
◆「北海道建設業担い手確保・育成推進協議会」による連携
◆適切な賃金水準の確保
◆支援施策の情報提供や建設産業のPR
◆技能士の積極的な活用
◆女性が働きやすい職場環境の創出 など
- ◆地域の安全・安心に貢献している企業の評価
◆防災協定の充実
◆発注者協議会の開催
◆市町村への入札制度等の情報提供 など
- ◆指導・助言や融資等の支援
◆ガイドライン等の周知
◆「建設業における生産システム合理化指針」の周知
◆下請状況調査や安全パトロールの実施 など
- ◆「地方建設業経営効率化協議会」の開催
◆発注者・施工者・設計者による三者検討会の実施
◆ICT等による施工現場の省力化
◆早期発注などの施工時期の平準化
◆担い手確保・育成の取組をしている企業の評価
◆インフラ長寿命化計画の中長期的見通し
◆「北海道維持管理業務連絡協議会」の開催
◆総合評価落札方式の入札の充実 など